

短期入所サービス 利用料金表 【 加算型／負担割合 2 割 】

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

(1) 基本料金 ※以下の基本料金(①-1 短期入所療養介護費・①-2 特定短期入所療養介護費、②加算項目)については、項目ごとに地域加算<6 級地>が加算されます。本利用料金表は地域加算を含まない金額を掲載しています。実際の請求額とは誤差が生じますので、予めご了承ください。

① - 1 短期入所療養介護費

	I - iii «多床室»	I - i «個室»
介護認定	日 額	日 額
要介護 1	1,660 円	1,506 円
要介護 2	1,760 円	1,602 円
要介護 3	1,888 円	1,728 円
要介護 4	1,994 円	1,836 円
要介護 5	2,104 円	1,942 円

① - 2 特定短期入所療養介護費 ※通称 日帰りショート

難病等を有する要介護者またはがん末期の要介護者のうち、常時看護師による観察が必要な方に対し、日中のみの療養介護を提供するサービスです。

サービス提供時間	日 額	加 算 項 目
3 時間以上 4 時間未満	1,328 円	○若年性認知症の診断を受けている場合、若年性認知症受入加算として 60 円加算 ○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、且つ療養上必要な処置を行った場合、重度療養管理加算として 60 円加算
4 時間以上 6 時間未満	1,854 円	
6 時間以上 8 時間未満	2,592 円	

② 加算項目(☐ にチェックがついている項目が加算されます)

	項 目	金 額	概 要
✓	夜勤職員配置加算	48 円／日	夜間の職員配置が基準以上の場合に算定
✓	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	102 円／日	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が基準値 (40) 以上の場合に算定
✓	サービス提供体制強化加算(I)	44 円／日	介護職員のうち介護福祉士が 80%以上を占める場合に算定
✓	介護職員等処遇改善加算(I □)	(1) の基本料金の合計額に対し、9.7%を乗じた金額を算定	
	個別リハビリテーション実施加算	480 円／日	理学療法士・作業療法士による個別リハビリテーションを実施した場合に算定
	送迎加算 (特定地域のみ、片道につき)	368 円／回	施設送迎を利用した場合に算定
	療養食加算	16 円／食	疾病治療の直接手段として医師の処方箋に基づく治療食を提供した場合に算定
	緊急短期入所受入対応加算 ※7 日間上限	180 円／日	居宅サービス計画で計画されていない短期入所を緊急的に実施した場合に算定 (介護者の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日間上限)
	緊急施設療養費(緊急治療管理) ※3 日間上限	1,036 円／日	病状が重篤となり救急救命医療を提供した場合に算定
	総合医学管理加算 ※10 日間上限	550 円／日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画で計画されていない短期入所を行った場合に算定

	重度療養管理加算	240 円／日	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、且つ療養上必要な処置を実施した場合に算定
	若年性認知症受入加算	240 円／日	若年性認知症の診断を受けた利用者に対し、個別のニーズに応じたサービスを提供した場合に算定
	認知症行動・心理症状加算 ※7日間上限	400 円／日	認知症の行動や心理症状が認められ、緊急入所が適当と医師が判断した場合に算定

(2) その他の料金

③ 滞在費／食費

	滞在費《多床室》	滞在費《個室》	食 費
負担区分	日 額		
第4段階	550 円	1,640 円	1,970 円

※食費の内訳は、朝食 500 円、昼食 710 円、夕食 760 円です。

④ その他の費用 ※印は該当時のみ請求

項 目	金 額	概 要
教養娯楽費	200 円／日	レクリエーションで使用する材料費等
※理美容代	2,650 円／回	カットのみ
※電気使用料	44 円(税込)／点	ワット数の高い電化製品を使用した場合
※特別室料	2,200 円(税込)／日	該当する療養室を使用した場合
※個室料	1,100 円(税込)／日	
※2人室料	550 円(税込)／日	

**日用品は外部業者からのレンタルをご利用いただけます。
詳しくは別紙【入所セットのご案内】をご参照ください。**